

働く人のための労働法 (17) 労働者派遣について理解しましょう

今回は、労働者派遣について、わかりやすく説明していきます。

Q 1 労働者派遣についてはどの法律に規定されていますか？

A 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」といいます。）」に主に記載されています。

Q 2 労働者派遣事業とは？

A 派遣する事業主が自己の雇用する労働者を、**派遣先の指揮命令を受けて、**この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。

Q 3 最近、よく対比される請負とは？

A 請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするものですが、労働者派遣との違いは、注文主と労働者との間に**指揮命令関係を生じない**という点にあります。



Q 4 最近の「労働者派遣法」の主要改正内容は？

A 平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行されました。以下、主要改正内容を説明します。

①すべての労働者派遣事業を許可制に移行・・・従来の特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となりました。

②労働者派遣の期間制限の見直し・・・従来のいわゆる「26業務」への労働者派遣には、期間制限を設けない仕組みが見直され、施行日以後に締結さ

れた労働者派遣契約に基づく労働者派遣では、すべての業務で次の2つの期間制限が適用されます。

① 派遣先事業所単位の期間制限

派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則、3年が限度となります。

※派遣可能期間を延長した場合でも、個人単位の期間制限を超えて、同一の有期雇用の派遣労働者を引き続き同一の組織単位（庶務課・総務課・営業課等）に派遣することはできません。

② 派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は3年が限度となります。

組織単位を変えれば、同一の事業所に、引き続き同一の派遣労働者を（3年を限度として）派遣することができますが、事業所単位の期間制限による派遣可能期間が延長されていることが前提となります。

※派遣労働者の従事する業務が変わっても、同一の組織単位内である場合は、派遣期間は通算されます。

★ 次の場合は期間制限がかかりません

- ・派遣元事業主に無期雇用される派遣労働者を派遣する場合。
- ・60歳以上の派遣労働者を派遣する場合。
- ・日数限定業務（月勤務日数10日以下等）に派遣労働者を派遣する場合。
- ・産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に派遣労働者を派遣する場合等。



今回は、有期労働契約について取り上げます。

（東京都 世田谷会員）

